

JPALS

クリニカルラダーレベル5 更新に向けてのご案内

「過渡的認定」を申請され、
現在クリニカルラダーレベル5の方へ
まもなく更新時期です!!

「過渡的認定」を申請され、現在クリニカルラダー（CL）レベル5になられている方へのお知らせです。CLレベル5の認定期間は、平成27年3月31日を以て期限を迎えます。

JPALSは、学習したことを記録し、評価を行い、学習計画へつなげていくことを一番の目的としており、実践記録を本会へご提出いただくことを更新の要件としております。

つきましては、実践記録をご提出いただき、CLレベル5の更新（昇格、維持）に向け、ご準備をお願いいたします。

なお、当初の予定とは異なり、平成27年3～4月にかけて実施予定でありました、

CLレベル6へ昇格するためのテストは延期いたします。

詳細は下枠内、裏面の参考資料をご確認ください。

《CLレベル5の更新》

認定期間の**平成24年4月1日～27年3月31日**の間に、トータルで**実践記録18本以上**を日本薬剤師会に提出していること。（年度ごとに6本以上等の提出本数の縛りはありません）

◆実践記録18本以上のご提出要件を満たされた方：

平成27年3～4月にかけて、システム上で更新手続き（申請および申請料のお支払）をしていただきます。

過渡的認定申請時と同等の費用が必要となります。

更新手続きを期日（詳細未定）までに完了されない場合、**自動的にCLレベル4に降格**となります。

日薬会員：5,000円（税別）、一般：20,000円（税別）

◆実践記録18本以上のご提出がない場合、**自動的にCLレベル4に降格**となります。

降格された場合は、年度内に実践記録6本以上を提出の上、年度末に実施するCLレベル5への昇格テストを受験し合格すればCLレベル5に昇格できます。

《CLレベル5の更新後》

上記の更新手続きを終えた方は、CLレベル6への昇格にチャレンジいただけます。「（仮称）総合薬剤師試験」を受験し、合格した方をCLレベル6とする予定です。詳細は、裏面の参考資料をご確認ください。

なお、CLレベル6に昇格するための受験は義務ではありません。CLレベル5の維持、更新の継続（3年更新：実践記録18本以上提出）という選択肢もあります。CLレベル5を維持していればいつでも受験（試験実施は年1回の予定）できますので、3年ごとの更新は必ず行ってください。なお、更新ごとに前述と同等の費用が必要となります。

《CLレベル6への昇格後》

CLレベル6に昇格した後も、更新の継続（3年更新：実践記録18本以上提出）をお願いいたします。更新ごとに前述と同等の費用が必要となります。

➡➡➡ 裏面もご覧ください。

薬学関係5団体での連携による 共通の評価の仕組みの検討経過について

平成24年12月より、日本薬剤師研修センターが中心となり、日本病院薬剤師会、日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会の全5団体が共同で、新たな共通の評価の仕組みを構築することに合意が得られ、検討が開始されました。その後の検討はワーキンググループ（以下WG）に引き継がれ、平成25年5月から26年1月にかけて5回行われたWGは、第3回目から厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）である、平成25年度「6年制薬剤師の輩出を踏まえた薬剤師の生涯学習プログラムに関する研究」の分担研究「新たな薬剤師プログラムの構築に関する研究」として進められました。5回のWG開催を経て平成26年3月に出された研究報告書では、「総合薬剤師とでもいうべき薬剤業務全般に精通し、かつ他の薬剤師に対して支援等を行える薬剤師」を評価する共通の仕組みを構築すること、共同で作る評価の仕組みにおける試験の受験資格については、実務経験年数は統一する方向とし、それ以外は各団体が設けている認定制度等の状況を勘案し各団体がそれぞれ定めること、などについて提言されており、現在、これをベースに5団体で実現に向けた協議が継続されています。

CLレベル5以降について

前述の通り、5団体が共同で構築する共通の評価の仕組みへの参画要件は各団体がそれぞれ定める方向で検討されているため、JPALSはCLレベル5で参画する予定です。それに伴い、平成27年3～4月に予定していたCLレベル6への昇格テストは延期し、5団体にて実施を検討中の「（仮称）総合薬剤師試験」（実施時期、実施団体、実施方法等は決まり次第公表。）を共用する方向で調整いたします。試験の受験資格はCLレベル5を維持、更新できた方に付与し、合格者はCLレベル6とする予定です。

〈想定されるイメージ図〉

